

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)						施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							1	3	3	1	0	4	0	0
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	あすなら	630-8245	奈良市西之阪町12番地	0742-81-3100	0742-25-0600	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/	○		○			○		
29	202	大和高田市															
29	203	大和郡山市															
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	かがやきプラザ	632-0035	天理市守目堂町89番地	0743-68-2666	0743-68-2665	http://www.city.tenri.nara.jp/kyouikubunkacomunity/danjyokuyoudousankakuplaza/139567164138.html		○	○			○		
29	205	橿原市	男女共同参画広場	ゆめおーく	634-0804	奈良県橿原市内膳町1丁目6番8号	0744-47-3090	0744-47-2351	http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html	○		○			○		
29	206	桜井市															
29	207	五條市															
29	208	御所市															
29	209	生駒市	生駒市男女共同参画プラザ		630-0257	奈良県生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555	https://www.city.ikoma.lg.jp/soshiki/6-6-0-0-2.html	○	○				○		
29	210	香芝市															
29	211	葛城市															
29	212	宇陀市															
29	322	山添村															
29	342	平群町															
29	343	三郷町															
29	344	斑鳩町															
29	345	安堵町															
29	361	川西町															
29	362	三宅町															
29	363	田原本町															
29	385	曾爾村															
29	386	御杖村															
29	401	高取町															
29	402	明日香村															
29	424	上牧町															
29	425	王寺町															
29	426	広陵町															
29	427	河合町															
29	441	吉野町															
29	442	大淀町															
29	443	下市町															
29	444	黒滝村															
29	446	天川村															
29	447	野迫川村															
29	449	十津川村															
29	450	下北山村															
29	451	上北山村															
29	452	川上村															
29	453	東吉野村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女性 比 率 (%)
			2			12	0	0.0	12	0	0.0	27	0	0.0	24	1	4.2	4,293	424	9.9
29	201	奈良市				1	0	0.0	2	0	0.0							1127	146	13.0
29	202	大和高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							137	9	6.6
29	203	大和郡山市				1	0	0.0	1	0	0.0							315	47	14.9
29	204	天理市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	5	3.7
29	205	橿原市				1	0	0.0	0	0								649	101	15.6
29	206	桜井市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	2	1.9
29	207	五條市				1	0	0.0	1	0	0.0							290	15	5.2
29	208	御所市				1	0	0.0	1	0	0.0							119	7	5.9
29	209	生駒市	2008年2月10日	生駒市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							127	20	15.7
29	210	香芝市	2007年9月30日	香芝市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
29	211	葛城市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	0	0.0
29	212	宇陀市				1	0	0.0	1	0	0.0							216	10	4.6
29	322	山添村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
29	342	平群町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	5	12.5
29	343	三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	8	18.2
29	344	斑鳩町										1	0	0.0	1	0	0.0	172	24	14.0
29	345	安堵町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
29	361	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
29	362	三宅町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
29	363	田原本町										1	0	0.0	1	0	0.0	100	3	3.0
29	385	曽爾村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
29	386	御杖村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
29	401	高取町										1	0	0.0	1	1	100.0	24	0	0.0
29	402	明日香村										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
29	424	上牧町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	4	16.7
29	425	王寺町										1	0	0.0	1	0	0.0	54	4	7.4
29	426	広陵町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
29	427	河合町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	4	19.0
29	441	吉野町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
29	442	大淀町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
29	443	下市町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2
29	444	黒滝村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
29	446	天川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
29	447	野迫川村										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
29	449	十津川村										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
29	450	下北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
29	451	上北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	452	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	2	7.7
29	453	東吉野村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

奈良県

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)			
								10	10	322	107	33.2	1	0	3	0	0.0										
	奈良市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	大和高田市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	大和郡山市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	天理市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	橿原市							1	1	45	15	33.3	0	0	0	0											
	桜井市							2	2	85	37	43.5	0	0	0	0											
	五條市							2	2	96	33	34.4	0	0	0	0											
	御所市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	生駒市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	香芝市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	葛城市							2	2	45	14	31.1	0	0	0	0											
	宇陀市							0	0	0	0		0	0	0	0											
	山添村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	平群町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	三郷町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	斑鳩町							2	2	46	7	15.2	0	0	0	0											
	安堵町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	川西町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	三宅町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	田原本町							1	1	5	1	20.0	0	0	0	0											
	曽爾村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	御杖村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	高取町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	明日香村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	上牧町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	王寺町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	広陵町							0	0	0	0		1	0	3	0	0.0										
	河合町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	吉野町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	大淀町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	下市町							0	0	0	0		0	0	0	0											
	黒滝村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	天川村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	野迫川村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	十津川村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	下北山村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	上北山村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	川上村							0	0	0	0		0	0	0	0											
	東吉野村							0	0	0	0		0	0	0	0											

調査時点		議会関係は2022年7月1日（その他2022年4月1日）		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
都 道 区	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない						
コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定がある。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
				12		27	0	25	1		25	25	25	25	25	21
				16		2	20	2	26		3	3	3	3	3	
				2		1	4		0		2	2	2	1	2	
				9		9	3				9	9	9	9	5	13
29	奈良市	1	奈良市議員旧姓使用要領 第5条第1項 「任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	奈良市議会	1	2	1	奈良市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できない時は、その理由を付け、当日の閉議時まで、議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
29	大和高田市	1	大和高田市議員旧姓使用要領 第1条 この要領は、男女共同参画社会の形成を促進し、議員個人が性別に関わらず能力を発揮できる職場環境を整備するため、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 第4条 市長は前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	大和高田市議会	1	2	1	大和高田市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4
29	大和郡山市	2		大和郡山市議会	1	2	1	大和郡山市議会 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4
29	天理市	1	天理市議員の旧姓使用に関する要領 この要領は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	天理市議会	1	2	1	天理市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
29	橿原市	2		橿原市議会	1	3	1	橿原市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	4
29	桜井市	2		桜井市議会	1	2	1	桜井市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
29	五條市	1	五條市議員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、男女共同参画社会の形成を促進し、議員個人が性別に関わらず能力を発揮できる職場環境を整備するため、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	五條市議会	1	4	2		2	4	4	4	4	4	2	2
29	御所市	2		御所市議会	1	3	1	御所市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間又は産前の休養を始める日から、当該日から起算して16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)を経過する日までの期間のいずれかの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
29	生駒市	1	生駒市議員旧姓使用取扱要領 第5条 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、任命権者は、特別の必要があると認めるときは、旧姓の使用を承認しないことができる。	生駒市議会	1	3	1	生駒市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議前までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	第2条第2項	議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。	
29	##	香芝市	2	香芝市議会	1	2	1	第2条第2項	議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	##	葛城市	1	葛城市議会	1	2	1	第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	##	宇陀市	1	宇陀市議会	1	2	1	宇陀市議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	##	山添村	4	山添村議会	1	2	1	山添村議会規程 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

